

仕 様 書 (案)

1 業務委託名

大阪・関西万博など大型イベントを契機とした外国人個人旅行客向け宿泊促進事業業務委託

2 実施時期

契約締結の日～令和7年12月31日

3 業務の目的

令和7年度は、大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭、岡山芸術交流など大型イベントが開催され、インバウンド誘客の絶好の機会となる。そのため本業務は、外国人個人旅行客（以下「FIT」という。）が旅行情報の収集や宿泊・交通などの旅行予約を行う主要なタッチポイントであるOTA（Online Travel Agent）サイトを活用した宿泊クーポンの発行及び広告配信を実施することで、本市への更なるインバウンドの誘客を図ることを目的として実施するものである。

4 業務の内容

(1) OTAサイト内での宿泊クーポンの発行・精算

OTAサイトにおける宿泊クーポンの発行・精算を次のとおり実施すること。

ア FITが利用する主要OTAサイト上で利用できる宿泊クーポンを発行すること。提案にあたっては、使用するOTA名、使用するOTAの対象市場での利用率や利用者数、岡山市内の宿泊施設の掲載数等を明示し、提案するOTAでのクーポン発行がいかに効果的であるか示すこと。

イ 各宿泊施設における宿泊クーポンの利用実績に応じ、宿泊施設と調整のうえ、精算を行うこと。

ウ 本事業における宿泊クーポンは以下のとおりとする。

(ア) 対象となる予約

海外からの岡山市内での宿泊プラン予約

(イ) 利用可能施設

岡山市内にある宿泊施設を対象とすること。

当該宿泊施設は、旅館業法第3条第1項の営業許可など、施設を運営するうえで必要な許可を得ているものであること。

当該宿泊施設は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第6項第4号に規定される施設でないこと。

当該宿泊施設が、その他公序良俗に反しないこと。

利用可能施設は委託者と協議のうえ決定し、宿泊クーポン発行について、OTA登録施設へ周知すること。

(ウ) 宿泊クーポンの券種

1泊あたり2,000円以上とし、枚数は7,000枚以上とする。

(エ) クーポン発行期間及び利用期間

本業務の実施期間及び目的等を勘案し、クーポンの発行期間及び利用期間を提案すること。

なお、大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭、岡山芸術交流や観光シーズン等（夏休

みや春節など)の集客が見込める期間を勘案した提案内容とすること。

(オ) その他条件

配布枚数が上限枚数に到達した時点で、終了すること。ただし、キャンセル等により、宿泊クーポンが利用されなかった場合は再発行し、宿泊を促すこと。

宿泊クーポンの詳細な設定については、委託者と協議のうえ決定すること。

エ 宿泊クーポン発行結果の分析・報告

本事業の成果を確認するため、宿泊クーポン発行結果について、どのような分析ができ、どのような報告ができるか提案すること。なお、以下の内容の分析・報告は原則として必須とする。

- ・どの国・地域の人がクーポンを利用したか
- ・どの宿泊施設へ宿泊したか
- ・クーポンの金額に対して利用者が支払った宿泊代金等の費用対効果

オ 未利用クーポンの処理

本仕様書4(1)ウ(エ)で提案する利用期間内にすべてのクーポンが利用されなかった場合は、1泊あたりのクーポン金額に利用されなかったクーポンの枚数を乗じて得た額の合計額に相当する額を当初の委託料から控除した額をもって委託料とする。

ただし、委託者との協議が整った場合は、前述の1泊あたりのクーポン金額に利用されなかったクーポンの枚数を乗じて得た額の合計額に相当する額を後述のオンライン広告配信費用に充てることができる。

(2) OTAサイト等を活用したオンライン広告配信

ア 本仕様書4(1)で使用するOTAサイトの本市の宿泊施設予約ページに誘導するため、OTAサイトやSNS等を活用したオンライン広告を配信すること。配信にあたっては、本業務が大阪・関西万博、瀬戸内国際芸術祭、岡山芸術交流を契機としてインバウンド誘客を図るものであることを念頭に、大型イベントが重なる好機であることを重点的にPRするものとし、実際の宿泊予約に繋がるよう、必要に応じて最適な配信方法等に適宜調整すること。

提案にあたっては、使用する広告媒体名及び広告配信の方法等を明示し、以下の対象市場及びターゲット層に対して、いかに効果的であるかを大型イベントのPRも含め示すこと。また、これまでの実績等をもとにした広告配信のシミュレーション(表示回数、クリック見込数等)等を示すこと。為替の影響により、シミュレーション結果が変動する場合は、提案時点の為替レートを示した上で、提案すること。

なお、事業実施時には、為替レートを踏まえ、日本円ベースの委託料の範囲で実施できる内容の広告配信を行うこと。

(ア) 対象市場

岡山市への誘客において、オンライン広告配信が効果的な中国、韓国、台湾、香港、タイ、インドネシア、マレーシア

(イ) ターゲット

中国地方、近畿地方、香川県の宿泊施設を検討している外国人OTAユーザー
イ 広告配信の際に使用するバナー画像を提案し、制作すること。

制作するバナー画像は、対象市場、ターゲット、大型イベントの開催を踏まえて、大阪・関西万博への来場を予定している外国人旅行客が岡山市へ来訪したくなるよう、岡山市への興味関心を喚起できるような画像やキャッチコピーを用意すること。また、大

阪からの誘客を意識しバナー画像を作成すること。

ウ 広告配信結果の分析・報告

本事業の成果を確認するため、広告配信結果について、どのような内容が分析でき、どのような報告ができるか提案すること。

(3) O T Aサイト内の宿泊施設増加を目的にした施策

本事業におけるO T Aサイト内の宿泊施設増加のため、岡山市内でO T Aサイトに未登録の宿泊施設が新たに参入できるような施策を提案すること。宿泊施設の新規追加見込み数も提示すること。

(4) 事業実施報告

事業報告にあたっては、本仕様書4(1)の宿泊クーポンの発行と4(2)の広告配信と併せて本事業全体の成果（経済効果等）を示すこと。

5 業務実施体制

(1) 受託者は、受託業務を適切に遂行できるための業務運営体制を確保すること。

(2) 受託者は、業務の遂行を総括する業務責任者を定め、委託者へ業務責任者届を提出すること。

(3) 受託者は、委託者からの電話又はメールによる連絡窓口を設けること。

6 契約時に提出する書類

受託者は、本業務を実施するにあたり以下の書類を作成し、委託者の承諾を得なければならない。

(1) 実施計画書

(2) 委託業務着手届

(3) 工程表（委託作業表）

(4) 業務責任者届

(5) 下請負通知書（本業務の一部を再委任する場合に限る。）

7 報告書の提出

(1) 提出物 事業実施報告書（A 4判） 1部

事業実施報告書（データ）

(2) 提出先 岡山ビジットアソシエーション事務局

（岡山市プロモーション・MICE 推進課内）

(3) 提出期限 令和8年2月27日（金）

なお、報告書の作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ・ 事前に監督員の承認を受けること。
- ・ 事業実施状況等をわかり易く編集すること。
- ・ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること。

8 知的財産権等

(1) 受託者は、本業務委託範囲内で製作した成果物及び制作物の素材データが著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）

に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいい、第27条、第28条に定める権利を含む。)を、本委託業務完了時に委託者に無償で譲渡するものとする。

- (2) 受託者は、本業務委託において製作した成果物が著作物に該当する場合において、委託者並びに委託者より正当に権利を取得した第三者及び当該第三者から権利を承継した者に対し著作権人格権(公表権、氏名表示権、同一性保持権)を行使しない。
- (3) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (4) 本業務委託において、第三者からの権利の主張、損害賠償請求等が生じたときは、受託者の責任と負担によりこれを処理解決するとともに、委託者に損害が生じた場合にはその損害を賠償しなければならない。

9 法令・条例等の適用

受託者は、業務の実施にあたり次に掲げる法令・条例等を準用し、これを遵守しなければならない。

- (1) 岡山市契約規則
- (2) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (3) その他の関係法令

10 秘密の保持

- (1) 受託者は、業務上知り得た秘密・個人情報を業務以外の目的に使用し、又は委託者の事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。
- (2) 受託者は、個人情報保護の重要性を認識し、業務の実施にあたっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失、き損、紛失、改ざんの防止その他個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

11 貸与資料等

受託者が本業務を実施する上で必要となる資料等のうち、委託者が提供することが可能な資料等は、委託者が受託者に無償で貸与するものとする。

貸与された資料等は、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うこと。また、本業務において貸与した資料等は、契約期間満了後若しくは契約解除されたとき又は本業務履行上不要になった場合は委託者に返還しなければならない。

12 その他

- (1) 本業務の開始から終了までの間、経過内容全般を常に把握している担当者を置き、円滑な実施のために定期的に委託者と連絡調整を行うこと。
- (2) 本業務実施に関連して使用するデータ、画像等の著作権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害した時は、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (3) 本業務に伴う必要な経費は、受託者が負担すること。
- (4) 本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示しその承認を得

ること。再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

- (5) 本業務に係る各種の証拠書類については、事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 本業務遂行中に受託者が委託者若しくは第三者に損害を与えた場合又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに委託者にその状況及び内容を書面により報告し、すべて受託者の責任において処理解決するものとし、委託者は一切の責任を負わないものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項又は疑義が発生した場合は、速やかに委託者と受託者とが協議して決めるものとする。